

# **2016年度 私立大学関係政府予算等に関する要望**

## **説 明 資 料**

**日本私立大学教職員組合連合  
（ 日 本 私 大 教 連 ）**



# 1. 私立大学等経常費補助に関する要望

## 私立学校振興助成法(1975(昭和50)年7月11日法律第61号) (抄)

**第一条** この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

**第四条** 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

**第五条** 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
- 三 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合
- 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合
- 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

**第六条** 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。(以下略)

**第七条** 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

## 「私立学校振興助成法案」に対する附帯決議(抄) 1975年7月1日 参議院文教委員会

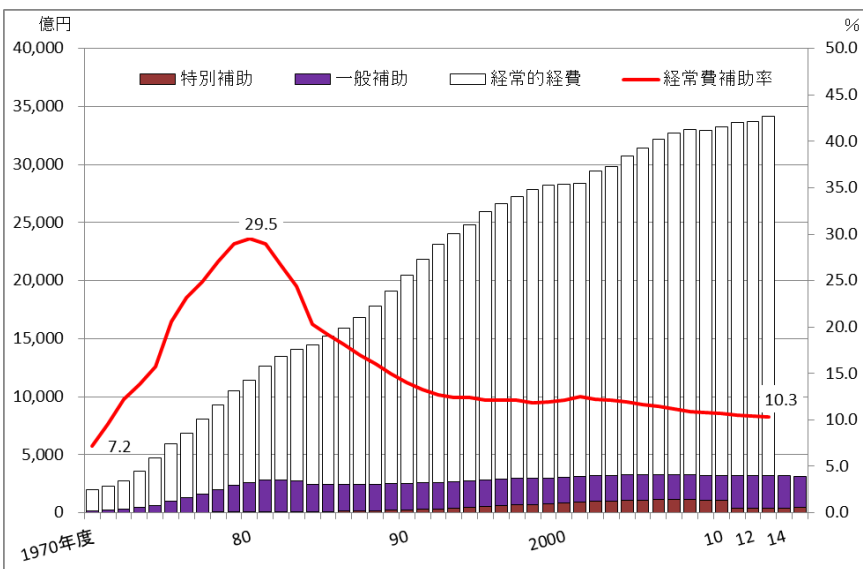
政府は、本法の運用にあたり、私立学校教育の特質と重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 私立大学に対する国の補助は2分の1以内となっているが、できるだけ速やかに2分の1とするよう努めること。働きながら学ぶ定時制、通信制高等学校並びに大学の補助については、十分な助成が達成されるよう特段の配慮をなすこと。

一 補助費減額等の措置を講ずる場合は、著しく公共性を阻害する場合等に行うこととし、私学の自主性は極力尊重すること。

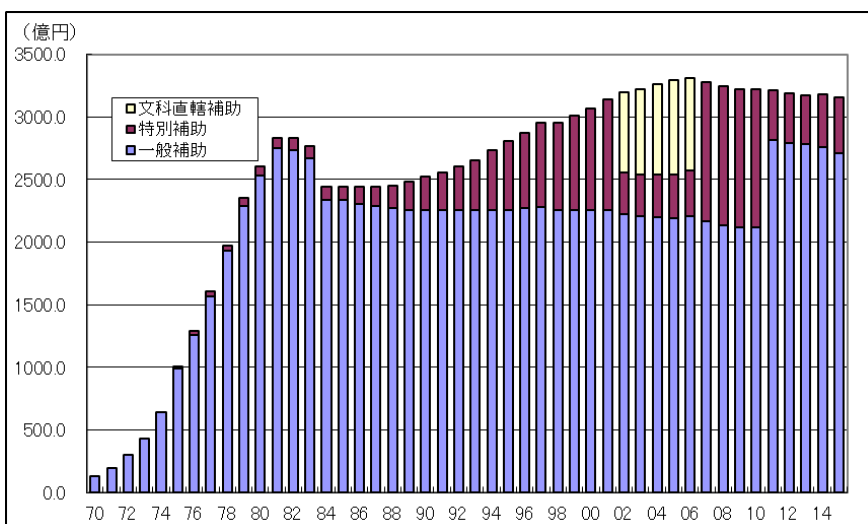
1-1 経常費の2分の1補助にむけて、一般補助を主とした計画的増額を図るべき

【グラフ① 経常費補助率の推移】



○私大助成が創設された当初の「経常費の2分の1補助」を早期に実現するという政策目標や、私立学校振興助成法制定時の国会附帯決議は棚上げにされ、私立大学等経常費補助は30年以上にわたり実質的に削減。そのため私大の経常費総額に対する補助率は最高時の1980年29.5%から2013年には10.3%にまで低下している。

【グラフ② 私立大学等経常費補助額の推移】



○とりわけ一般補助は長期にわたり削減・抑制が続いている。  
○2011年度予算で「特別補助から一般補助への組替」が行われたものの、それでもなお80年代の水準にとどまっている。  
○この間の大学進学率の向上による学生数の増加、大学数の増加を勘案すれば(下表)、一般補助が実質的に削減されてきたことは明白である。

	私立大学・短大数	学生数	一般補助額
1980(昭和55)年 A	751校	1,714,023人	2,532億円
2014(平成26)年 B	937校	2,224,124人	2,762億円
増加率(A/B)	1.25倍	1.30倍	1.09倍

○しかも2007年度予算以降、私立大学等経常費補助の総額は減少に転じて、合計で約160億円もの大幅な削減となっている(下表は直近の推移内訳)。

(単位:百万円)

	09年度	10年度	11年度	対前年 増▲減	12年度	対前年 増▲減	13年度	対前年 増▲減	14年度	対前年 増▲減	15年度	対前年 増▲減
経常費補助額	321,782	322,182	320,922	▲ 1,260	318,753 7,573	▲ 2,169 7,573	317,515 6,217	▲ 1,238 ▲ 1,356	318,399 4,733	884 ▲ 1,484	315,250 2,835	▲ 3,149 ▲ 1,898
内訳	一般補助	211,568	211,968	69,201	279,325	▲ 1,844	278,253	▲ 1,072	276,202	▲ 2,051	271,105	▲ 5,097
	特別補助	110,214	110,214	39,753 ▲ 70,461	39,428 7,573	▲ 325 7,573	39,262 6,217	▲ 166 ▲ 1,356	42,197 4,733	2,935 ▲ 1,484	44,145 2,835	1,948 ▲ 1,898
合計					326,326	5,404	323,732	▲ 2,594	323,132	▲ 600	318,085	▲ 5,047

※12年度以降の下端は震災復興特別会計分。

自民党も私学助成の2分の1補助を目標とした拡充を選挙公約に  
 (日本私大教連の2014総選挙に向けた公開質問・「私立大学等経常費補助の拡充」に関する回答)

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、『私立学校振興助成法』の目的の完全実現(教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上)のため、公私間格差の解消を図ります。また、まずは2分の1を目標に、私学助成を充実します。

★「一般補助」と「特別補助」について

**一般補助**(私立学校振興助成法第4条) 教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助

⇒専任教職員人件費や非常勤教員人件費、教育研究経費、厚生補導費など、教育研究に係る経常的支出について、教員数や学生数などの明確な定量的基準にもとづき算出するものであり、すべての私立大学等において現に行われている教育・研究に必要な基盤的経費である。

**特別補助**(私立学校振興助成法第7条) 学術の振興、特定分野等の教育振興のために特に必要がある場合に、一般補助を増額

⇒「成長力強化に貢献する教育」、「社会人の組織的受け入れ」、「国際交流の基盤整備」など、各大学の個性的・特徴的取り組みや、政策的要請に対応する取り組みについて、配分されるもの。

1-2 「私立大学等改革総合支援事業」における一般補助増額配分の廃止を

○「私立大学等改革総合支援事業」は第2次安倍政権が新設した政策誘導の枠組みで、文科省が用意した機能別「タイプ」ごとに点数化・選定を行い、選定された大学には「経常費」、「設備費」、「施設費」を連動させて「一体的に」補助するというもの。平成26年度の選定・増額配分状況は下表のとおり。

○このうち「経常費」については、以下のよう  
 な増額配分を行っている。

①**一般補助**において、「教育研究経常費」(教員経費・学生経費)に一定割合(10%程度)を増額(ただし増額できる額に上限を設定)。

②**特別補助**において、「私立大学等改革総合支援事業調査票」の点数に応じて一定額を増額する。

私立大学等改革総合支援事業 増額配分状況(平成26年度)

(単位:百万円)

	対象校数	一般補助による増額	特別補助による増額	増額計
大学	316	8,115	4,831	12,946
短大	92	250	1,050	1,300
高专	1	6	19	25
計	409	8,371	5,900	14,271

全体の補助金交付状況

944	276,202	45,142	321,344
-----	---------	--------	---------

○上述したとおり、一般補助は現に行われている教育・研究に必要な基盤的経費について定量的に算定するものである。「私立大学等改革総合支援事業」は一般補助の配分原則を逸脱するものに他ならない。また、一般補助が80年代程度の低水準におかれている中で、一部の大学等の一般補助を増額することは、他大学の一般補助を減額するものであり、問題である。(※「設備費」「施設費」については2項で詳述。)

### 1-3 各大学の授業料減免事業に対する補助を、国立大学並みに増額すべき

○『政策提言』（別紙）でふれているとおり、私立大学と国立大学の間には、法令上同等の「大学」であるにもかかわらず、公財政支出においてさまざまな看過しがたい格差が設けられている。

○この授業料減免事業に対する補助においても、経済的に修学が厳しい学生に対する支援措置であるにもかかわらず、私立大学と国立大学では予算上で合理的な根拠のない重大な格差が放置されている。速やかに改善を図るべきである（下表）。

各大学の授業料減免等事業に対する支援（平成27年度予算案）

	私立大学・短大	国立大学
予算額	85億円	307億円
減免対象人数	約4.2万人	約5.7万人
学生総数	2,223,951	612,147
学生総数に占める減免対象者数の割合（%）	1.9	9.3
1人当たり補助額（円）	202,381	538,596

国立大並みの水準に予算額を上げるには……

約4.9倍の417億円必要

約2.6倍の221億円必要

### 1-4 一般補助における定員割れによる減額・不交付措置の廃止

○2007年度以降の経常費補助の削減方針において、「メリハリある配分の強化」の方針により、定員割れによる減額措置が強化され、現在、下表の減額率が一般補助にかけられている。また、50%以上の定員割れが生じている場合は補助金の不交付措置が取られている。

定員割れによる減額措置（平成26年度）

減額率	0%	▲2%	▲4%	▲8%	▲12%	▲16%	▲22%	▲28%	▲34%	▲42%	▲50%
定員充足率（%） （医歯学部除く）	94～91	90～87	86～83	82～79	78～75	74～71	70～67	66～63	62～59	58～55	54～

例外規定：次のaからcの一に該当する場合は除く。bまたはcについては、適用期限は3年以内、同一学校内に補助金不交付となる入学定員超過率以上の学部等がある場合は適用しない。

- a 設置地域が災害を受ける等の特殊事情がある場合。
- b 当該年度の学校全体（昼間部に限る）の収容定員充足率が50%以上である場合。
- c 当該学部等の翌年度の入学定員減を含む経営改善計画が学校法人として意思決定されている場合（ただし収容定員が、大学1000人以下、短大高専500人以下の学校に限る）。

○しかし、定員割れが生じていても、教育研究活動は現に行われており、また一般補助の算定段階において在籍学生数の現員数、教育研究経費等の支出額が用いられることにより相当の減額算定がされることになる。こうした点に鑑みれば、減額率を強化したり、不交付とする措置は合理的ではない。

○文科省は「定員規模の縮小等の経営改善を促す」ためとしているが、補助金の大幅減額・不交付によって教育研究の質を維持・向上させることが困難となり、経営改善の足枷となりかねない。

## 2. 施設・設備に係る補助に関する要望

- 国立大学法人等の施設整備・用地購入経費は、**国が措置する「施設整備費補助金」が主たる財源**となっている。
- これに対して私立大学等の施設設備は、**原則として自主財源**によるものとされ、国による補助金措置は非常に少額であり、**学生生徒納付金に依存しなければならない状況**におかれている。
- 平成27年度予算において、国立大学法人の施設整備に係る補助金は約526億円であるのに対し、私立大学等への補助金は約189億円でしかない。学校数(国立:私立=1:11)、校地面積・施設面積を勘案すれば、**補助金の格差は額面よりもはるかに大きくなる**。
- こうした制度上の乖離の問題を含め私立大学の施設設備補助金制度の在り方を抜本的に見直すべきである。

### 2-1, 2 耐震化率100%早期達成、非構造部材の耐震対策推進、総合的な防災機能強化

- 私立学校の耐震化率は、大学等85.2%、高校等80.6%にとどまっている(平成27年度予算(案)・高等教育局主要事項)。**大学等で140校弱が耐震対策を完了できていない**こととなる。南海トラフ地震や首都圏直下型地震が近い将来発生することが懸念される中、**学生・教職員・避難者の安全を確保する上で、早急の対策が必要**である。
- しかし、手元資金に余裕がない学校法人の場合、「補助率2分の1以内」などの条件(下囲み)の下では、多額の工事費用の半額以上を用意しなければならず、工事を躊躇し先送りする可能性が高い。

#### 私立学校施設整備費補助金交付要綱(大学関連のみ抜粋)

- 耐震改修工事:危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事で、事業費1000万円以上(非構造部材の耐震対策工事のみの場合は300万円以上)のもの。
- 耐震改築工事:危険建物の防災機能強化のための耐震改築工事で、事業費の下限なし。
- 防災機能強化事業:防災機能強化のための屋外防災施設等の整備で、事業費が300万円以上のもの。
- 補助率はいずれも、事業に要する経費の2分の1以内

- 平成27年度の「耐震化促進」予算総額は100億円強(別途、平成26年度補正予算が約280億円)が措置されている(下表)。今年度の防災機能強化の進捗状況を分析し、少なくとも2分の1補助を確保するなど思

私立学校施設・整備等の整備の推進(平成27年度予算)

(単位:百万円)

項目	補助額
1. 私立学校施設整備費補助金	14,280
①耐震化の促進	10,161
一般会計分	161
復興特会分	10,000
(※平成26年度補正予算)	(27,956)
②教育研究装置等の整備	4,119
私立大学等教育研究装置・施設整備	2,456
同「私立大学等改革総合支援事業」対応分	1,080
私立高校等の施設整備費	583
2. 私立大学等研究設備整備費等補助金	3,024
3. 私立学校施設高度化推進事業費補助	1,595
合計	18,899

い切った予算措置や使い勝手のよい制度設計を検討すべきである。

○なお、「屋外防災施設等の整備」については、事業費の下限を設けず、こまめな施設整備を実施できるよう配慮すべきである。

○また、都市部の大学については、地域住民や近隣企業の従業員等が避難してくる蓋然性が高い。したがって、災害救援物資の備蓄等についても十分な財政支援を実施するよう検討すべきである。

### 2-3 私立学校施設高度化推進事業費補助金(利子助成)の抜本的見直し

- 老朽校舎等の改築工事等については「私立学校施設整備費補助金」が措置されている(前頁予算表の3、下囲み「交付要領」参照)。しかし、借入費用の金利の一部を助成するものであり、平成27年度予算額は16億円弱と極めて乏しい。
- 当該補助金については、利子助成をやめ、本工事費及び附帯工事費に対する一定割合の補助とするよう抜本的に見直すべきである。

私立学校施設高度化推進事業費補助金交付要綱(抜粋)

- 老朽校舎等改築事業等に係る借入金の金利負担を軽減するための必要な経費を補助することを目的。
- 事業対象: 築30年を経過した老朽校舎及び危険建物と認定された旧耐震基準の学校施設、附属病院(学生等の寄宿舍、職員宿舎、合宿所、法人本部棟は含まない)。
- ○補助金額: 貸付利率が2.6%以下の場合「貸付利率-0.5%」、2.6%以上の場合「2.1%」を助成。交付対象期間は10年間。

### 2-4 基盤的な教育環境の充実に必要な経費に対する補助は、採択制から除外すべき

- 「私立大学等改革総合支援事業」の「設備費」「施設費」は、審査・点数化により採択された大学に対して下記のような補助を行うものである。
- しかし、とりわけ「設備費」(私立大学等教育研究活性化設備整備事業)の「タイプ1・教育の質的転換」に採択されたものの大半は、基盤的な教育環境と言うべきものであり、点数化して一部を採択するにふさわしくない(別紙資料1参照)。

◆私立大学等教育研究活性化設備整備事業(10/10 補助)

- ・支援対象校のうち、本事業の主旨に該当する設備の整備事業に対し、必要な設備費を交付。
- ・補助金上限額なし。

平成26年度採択状況

申請校数	申請額(千円)	採択校数(採択率)	交付内定額(千円)
484校	8,142,093	330校(68.2%)	4,600,000

◆私立大学等教育研究施設整備費補助(1/2 補助)

- ・支援対象校のうち、本事業の主旨に該当する施設・装置等の整備事業に対し、必要な施設・装置の整備費を交付。

1 教育研究施設 (下限額)事業経費 1千万円以上 (上限額)なし  
 2 教育装置・ICT 関連 (下限額)事業経費 1千万円以上 (上限額)なし

平成26年度採択状況

申請校数	補助希望額(千円)	採択校数(採択率)	交付内定額(千円)
64校	1,578,118	54校(84.4%)	1,144,918



### 3. 教育費負担の軽減、教育の機会均等の保障に関する要望

○高等教育費負担の抜本的軽減、高等教育の機会均等の保障、高等教育の漸進的無償化にむけて、税制改正も含めた総合的・複合的な施策を早急に実施することをもとめます。

#### 3-1 中等・高等教育の無償化に向けた具体的計画の立案・実施をすべき

- 日本政府は2012年9月11日、国際人権規約社会権規約の13条2項(b)(c)「中等教育・高等教育の漸進的無償化条項」に対する留保を撤回したことにより、**可能な限り迅速かつ効果的に**具体的な政策を計画的に実施する責務を負うこととなった。
- しかしこの3年間、政府は実効性のある政策を立案・実施するに至っていない。早急に着手し、来年度予算において具体化を図るべき。

#### 社会権規約13条2(b)及び(c)《抜粋》

2 この規約の締結国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、**無償教育の漸進的な導入により**、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c)高等教育は、すべての適当な方法により、特に、**無償教育の漸進的な導入により**、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

#### <国連社会権規約委員会第3回審査「総括所見・勧告」抜粋>

**「漸進的実現」の語は、規約上の権利の全面的実現を可能な限り迅速かつ効果的に達する義務を課すもの**であることを、締約国が想起するよう求める。

#### 3-2 大学生を対象とした給付型奨学金制度を早急に創設すること

○日本私大教連が2014年総選挙で各党に行った公開質問では、回答のあったすべての政党が「給付型奨学金制度の創設をめざす」「給付制奨学金の早期実現にむけ努力する」等と明確に答えている。

《回答のあった政党》 自民党・共産党・公明党・社民党・民主党 (回答順)

○しかし文科省は、2011年度予算案概算要求で「大学生への給付型奨学金制度の創設」を初めて掲げたものの、「財務省の反対」によって頓挫し、2012年度以降は概算要求に計上しないままとなっている。

○政府は、給付型奨学金制度の創設を将来の検討課題とせず、給付型奨学金制度を原則とした新たな奨学金制度を早急に構築すべき。

OECD加盟国で大学授業料があり給付制奨学金がない国は日本だけ！

OECD(経済協力開発機構)加盟34カ国の大学授業料無償化と給付制奨学金の有無

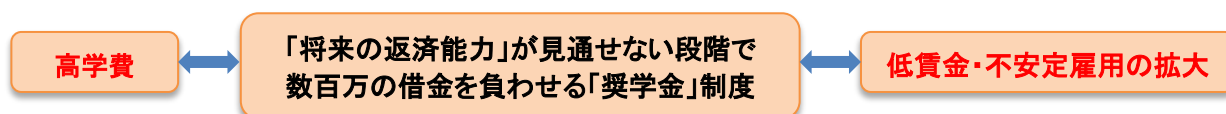
給付制奨学金がある国	大学の授業料がない国
スウェーデン ノルウェー フィンランド ハンガリー フランス ポーランド スロベニア オーストリア ドイツ エストニア デンマーク キリシャ チェコ アイルランド スロバキア ルクセンブルク	アイスランド
オランダ アメリカ合衆国 イギリス スペイン ニュージーランド ヘルギー ポルトガル イスラエル チリ スイス オーストラリア カナダ トルコ メキシコ イタリア 韓国	<b>給付制奨学金がなく世界一の高額費 日本</b> 無償化に取り残された国

### 3-3 私立大学生を対象とした学費直接助成制度の創設

- 各都道府県は世帯年収が一定額以下の私立高校生を対象に学費直接助成を実施している。また「高等学校等就学支援金制度」も、家計の授業料負担に対する直接的支援という点で同様の性格を有している。これらに準じた制度を、私立大学生を対象として新設することを求める。

### 3-4 日本学生支援機構の奨学金制度の抜本的な改善

- 近年社会的な批判を浴びている「奨学金問題」は構造的な問題。低賃金・不安定雇用の拡大は貸与型奨学金制度の前提を崩しつつある。



- 2004年、日本育英会の廃止・独法化により日本学生支援機構に移行し、「金融事業」的な性格を強化。
  - ⇒返還金回収強化：延滞者情報の個人情報情報機関への登録、初期延滞債権回収をサービサーに委託、支払い督促申立など法的措置の早期化
  - ⇒問題をさらに深刻化。
- 給付型奨学金制度への早期移行と、当面の抜本的対策が必要。

#### 1 貸与奨学金をすべて無利子とし、貸与条件の学力基準を廃止すること

- 給付型を原則とした奨学金制度の導入・拡充が実現するまでの間、有利子奨学金を廃止し無利子奨学金に一本化するべき。
  - ※平成27年度予算： 無利子貸与人員46万人 有利子貸与人員87.8万人  
無利子事業費3215億円 有利子事業費7966億円
  - ※無利子奨学金の事業費財源は政府一般会計からの支出ではなく、政府貸付金と返還金で賄われている（有利子奨学金の財源は財政融資資金及び財投機関債、民間資金借入金）。
- 1984年に日本育英会法が改正され有利子奨学金が創設。その際の国会附帯決議には、「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場合は廃止等を含めて検討する」と明記されている。
- しかしその後、「受益者負担」の強化方針により有利子奨学金のみ規模を10倍以上に拡大。
- 現行の貸与条件は「特に優れた学生及び生徒」として「学力基準」（予約採用：高校の評定平均3.5以上、在学採用：大学における学業成績が本人の属する学部（科）の上位1／3以内の者、等）を定めているが、有利子奨学金を廃止することで「学力基準」を設けることは意味をなさなくなる。そもそも「学力基準」を設けることは、それに達しない学生・生徒が大学で学ぶ意欲があっても、経済的理由により教育を受ける機会を喪失する原因となる。廃止すべき。

## 2 無利子奨学金予約採用において適格者全員が採用されるよう、採用枠を拡大すること

- 無利子奨学金予約採用(大学入学前の採用)において、貸与基準を満たしていながら採用されない者(残存適格者)が10万人以上に及ぶと指摘されている(日本私立大学連盟『大学時報No353』、「日本学生支援機構の奨学金事業」月岡英人・日本学生支援機構理事)。
- 無利子奨学金への一本化が実現するまでは、少なくとも残存適格者が生じない規模に事業規模を拡大する必要がある。

## 3 個人情報情報機関への登録を貸与条件とする措置の廃止

- 2009年度から、3ヶ月以上の延滞で個人情報情報機関に登録することへの同意を、奨学金採用の条件に。(2011年度からは、「減額返還制度」の適用を受ける条件として、2009年度以前の貸与者も個人情報情報機関に登録することへの同意が必要に。)
- 低賃金・不安定雇用が拡大する中で、個人情報情報機関への登録が奨学金の貸与を受ける際の障害となる懸念。⇒「教育の機会」を保障しない、「安心して学ぶ」ことができない奨学金制度に。
- 早ければ卒業後3ヶ月で個人情報情報機関に登録される可能性。⇒奨学金なのに人生の脅威に。

## 4 「所得連動返還型無利子奨学金制度」の抜本的な改善

- 同制度の適用基準＝奨学金採用時の家計支持者の年収300万円以下。  
⇒採用時の家計支持者の年収に関わらず返済困難な状況に陥る可能性はいくらでもある。「本人が返す」ことを建前とするならば、年収基準を引き上げるか撤廃する必要。
- 家計支持者の年収にかかわらず、返済者本人の所得水準に応じて返済額を決定する制度に早急に転換すべき。

## 5 「返還期限猶予制度」の抜本的な改善

- 「返還期限猶予制度」＝災害、傷病、経済的困難(目安:年収300万円以下)、失業など返済困難な事情がある場合に、1年ごとに返還を猶予する制度。適用期間は最長10年(2014年度に最長5年から延長)。
- 問題:10年を超えても「事情」が改善しない場合の対処方法がない。猶予期間も利息は加算される。

## 4. 税制改正に関する要望

### 4-1 学費支弁者の所得から教育費を控除する制度の創設

- 上述してきたとおり、私立大学の教育費負担を軽減するための予算措置であるはずの、私立大学等経常費補助や施設設備関連補助、奨学金制度が、教育費負担軽減に資するものとなっていない現状がある。国立大学についても教育費負担はけして軽くはない。
- とりわけ大学・短大の学生の約7割の教育を担っている私立大学等で、経済的事情に左右されることなく学ぶことができる環境を整備する上で、教育費控除は有効な措置である。

### 4-2 「勤労学生控除」の改善

#### ○「勤労学生控除」の制度概要(国税庁HPより抜粋・加工)

- ・控除できる金額は27万円。
- ・勤労学生とは、その年の12月31日の現況で、次の三つの条件のすべてに当てはまる人をいう。
  1. (1) 給与所得などの勤労による所得があること
  2. (2) 合計所得金額が65万円以下で、しかも(1)の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること  
例えば、給与所得だけの人の場合は、給与の収入金額が130万円以下であれば給与所得控除65万円を差し引くと所得金額が65万円以下となります。
  3. (3) 特定の学校の学生、生徒であること(この場合の特定の学校とは、次のいずれかの学校です。)
    1. イ 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など
    2. ロ 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの

- 私立大学生の中には、学費を捻出するために相当のアルバイトをしている学生も珍しくない。給与所得の基準引き上げ、控除額を引き上げることで、学費負担を軽減する一助となりうる。

### 4-3 学校法人への個人寄附に係る税額控除の拡充

- 2011年度税制改正により、個人が、一定の要件を満たした学校法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、所得控除か税額控除かを選択することが可能となった。

#### ○現行の税額控除額の算出式(文科省HPより抜粋)

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[ \text{税額控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額で、寄附金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

- 控除対象寄附金額を引き上げることで、学校法人への個人寄附の促進に資するものと思われる。